

第204条 (1) (長官による占有の命令) 第197条(1)項にもとづき免許を取消すまたは更新しない旨のディレクターの提案、または第198条(1)項にもとづき仮停止を行なう旨の通告が、子どもの居住施設を運営するまたは居住型ケアを提供する免許機関に送達され、かつ当該事案の確定処分が行なわれていないときは、長官は、通告を行なうことなく、以下の命令を言渡すよう高等裁判所に申立てることができる。

(a) 手続の結果の待機中、ケアを受けている子どもに代わりの居住場所が見つかるまでのあいだ、子どもの居住施設または居住型ケアが提供されている場所を占有および運営する権限を、長官に与える命令。

(b) 保安官に対し、長官が当該場所を占有するにあたり必要な援助を与えるよう指示する命令。R. S. O. 1990, c. C. 11, s.

(2) (裁判所が命令を言渡せるとき) 裁判所は、ケアを受けている子どもの健康、安全または福祉のために必要であると認めるときは、(1)項の命令を言渡すことができる。

(3) (暫定的運営) (2)項の命令が言渡されたときは、長官は、収用法第25条および第39条の規定に関わらず、ただちに当該場所を占有および運営し、またはそのような占有および運営の手配を行なうことができる。ただし、その期間は6か月を超えてはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 204 (2, 3).

### 差止め命令

第205条 (1) (差止め命令) 高等裁判所は、いずれかの者が以下のいずれかの行為を行なわないよう差止め命令を言渡すことができる。

(a) 第193条(1)項(免許要件)に違反すること。

(b) 第200条にもとづき免許が仮停止されているあいだ、免許が必要とされる活動を実施すること。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 205 (1); 1999, c. 2, s. 35.

(2) (変更等) いかなる者も、(1)項の命令の変更または解除を裁判所に申立てることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 205 (2).

### 犯罪

第206条 (1) (犯罪) 以下のいずれかの行為を行なったすべての者、および、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該法人による当該違反を許可、容認または共謀した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、当該犯罪がひきつづき行なわれる1日ごとに1,000ドルを超えない罰金、もしくは1年を超えない禁固刑に処し、またはこれを併科する。

(a) 第193条(1)項に違反すること。

(b) 子どもの居住施設、または免許の権限にもとづき居住型ケアが提供されるその他の場所でケアされる子どもの人数の上限に関わる免許の条件に違反すること。

(c) 本章にもとづき免許を発行されていない者が運営する子どもの居住施設、または本章にもとづき居住型ケアを提供するための免許が必要とされるにも関わらず当該免許を発行されていない者が運営する、居住型ケアが提供されるその他の場所において、子どもがケアされるようにすること。

(d) 子どもの親、または子どもを養育する法的義務を有する者が、(c)号の子どもの居住施設その他の場所で子どもがケアされることを許可すること。

(2) (同) 以下のいずれかの行為を行なったすべての者、および、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該法人による当該違反、提出または懈怠を許可、容認または共謀した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、2,000ドルを超えない罰金に処す。

(a) 第194条(2)項または(3)項(プログラム・スーパーバイザーの妨害等)に故意に違反すること。

(b) 本章にもとづく申立て、または本章または規則にもとづいて提出を義務づけられた陳述、報告書または申告書において、故意に虚偽の情報を提出すること。

(c) 本章にもとづいて裁判所が言渡した命令または指示を遵守しないこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 206.

### 子ども家庭サービス審査委員会

第 207 条 (1) (子ども家庭サービス審査委員会) 子ども家庭サービス審査委員会は、Child and Family Services Review Board の英語名および Commission de revision des services a l'enfance et a la famille のフランス語名で存続する。

(2) (委員) 委員会は、州議会に諮って行動する副総督が任命する定められた人数の委員からこれを構成し、かつ本章および規則によって与えられた権限および職務を有する。

(3) (委員長および副委員長) 州議会に諮って行動する副総督は、委員会の委員のうち 1 名を委員長に、かつ他の 1 名または複数名を副委員長に任命することができる。

(4) (任期) 委員会の委員は、定められた任期でその職を務める。

(5) (定足数) 委員会の委員のうち定められた人数をもって定足数とする。

(6) (報酬) 委員会の委員長および副委員長ならびに他の委員は、州議会に諮って行動する副総督が定める日当の支払を受け、かつ、会議への出席その他の形で委員会の業務に従事するさいには合理的かつ必要な交通費および生活費の支弁を受ける権利を有する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 207.

## 第 10 章 インディアンおよび先住民の子ども家庭サービス

第 208 条 (定義) 本章において、「慣習的ケア」(customary care) とは、子どもの親以外の者により、子どものバンドまたは先住民コミュニティの慣習にしたがって行なわれる、インディアンまたは先住民の子どものケアおよび監督をいう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 208.

第 209 条 (先住民コミュニティの指定) 長官は、いずれかのコミュニティを、その代表の同意を得て、本法の適用上の先住民コミュニティに指定することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 209.

第 210 条 (バンドおよび先住民コミュニティとの協定) 長官は、サービスの提供のために、バンドおよび先住民コミュニティ、ならびにバンドまたは先住民コミュニティが関与させることにした他の当事者と協定を交わすことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 210.

第 211 条 (1) (子ども家庭サービス機関の指定) バンドまたは先住民コミュニティは、いずれかの機関を、インディアンまたは先住民の子ども家庭サービス機関に指定することができる。

(2) (協定等) バンドまたは先住民コミュニティがインディアンまたは先住民の子ども家庭サービス機関を指定したときは、長官は以下の対応をとらなければならない、またはとることができる。

(a) バンドまたは先住民コミュニティの要請に応じ、当該子ども家庭サービス機関によるサービスの提供に関する交渉を開始しなければならない。

(b) サービスの提供に関して、当該子ども家庭サービス機関、およびバンドまたは先住民コミュニティが合意するときは他の者と、協定を交わすことができる。

(c) 当該子ども家庭サービス機関を、当該機関の同意がありかつ当該機関が認可機関であるときは、第 1 章 (柔軟なサービス) 第 15 条(2)項の協会に指定することができる。

第 212 条 (慣習的ケアに対する補助金) バンドまたは先住民コミュニティが、インディアンまたは先住民の子どもが慣習的ケアのもとでケアを受けていると宣言したときは、協会または機関は子どもをケアしている者に補助金を交付することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 212.

第 213 条 (バンドおよび先住民コミュニティとの協議) インディアンまたは先住民の子どもとの関連で本章にもとづくサービスを提供しまたは権限を行使する協会または機関は、当該サービスの提供および当該権限の行使について、ならびに、以下の事項を含む子どもに影響を与える事項について、定期的に子どものバンドまたは先住民コミュニティと協議しなければならない。

(a) 子どもの身柄確保および居住型ケアへの子どもの措置。

(b) ホームメーカーの措置およびその他の家庭支援サービスの提供。

- (c) 子どものケア計画の作成。
- (d) 第3章（子どもの保護）にもとづく地位の再審査。
- (e) 第2章（サービスへの任意的アクセス）にもとづく一時ケア協定および特別ニーズ協定。
- (f) 養子縁組措置。
- (g) 緊急避難ハウスの設立。
- (h) 定められたその他の事項。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 213.

## 第11章 規則

第214条 (1) (規則: 第1章(柔軟なサービス)) 州議会に諮って行動する副総督は、第1章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

1. ディレクターおよびプログラム・スーパーバイザーの追加の権限および職務を定める規則。
2. 第5章(5)項にもとづいて提出されるべき報告および情報、その様式ならびにその提出の間隔を定める規則。
3. 第6条(1)項に掲げた立入り権限の行使を規律する規則。
4. 認可機関一般または特定カテゴリーの認可機関の管理運営を規律する規則。
5. 認可サービス一般または特定カテゴリーの認可サービスの提供を規律する規則。
6. 指定された認可機関もしくは認可サービスまたは特定カテゴリーの認可機関もしくは認可サービスを、定められた単一または複数の期間、本法または規則の適用から免除する規則。
- 6.1 認可機関一般または特定カテゴリーの認可機関の理事会の構成に関して定め、理事に研修プログラムを受けるよう求め、かつそのようなプログラムについて定める規則。
7. 以下の場所および過程で提供されるべき宿泊設備、施設およびその他の設備を規律する規則。
  - i. 認可サービスが提供される営造物。
  - ii. 認可サービスが提供される過程。
8. 「サービス」、「子ども発達サービス」、「子ども治療サービス」、「子ども福祉サービス」、「コミュニティ支援サービス」および「罪を犯した青少年サービス」の用語の追加定義を定める規則。
9. 「防止サービス」の用語を定義する規則。
10. 認可サービスが提供される営造物一般または特定カテゴリーの営造物の設立、管理、運営、所在、建設、改装および改築を規律する規則。
11. 認可サービスが提供される場所への子どもその他の者の措置および当該場所からの措置解除の手続および資格条件を定める規則。
12. 認可サービス一般または特定カテゴリーの認可サービスを提供するにあたって雇用される者の資格、権限および職務を定める規則。
- 12.1 認可サービス一般または特定カテゴリーの認可サービスを提供するにあたって雇用されるまたは雇用される予定の者のうち研修を受けなければならない者のカテゴリーを定め、当該研修について定め、かつ当該研修が行なわれなければならない状況を定める規則。
13. 子どもの居住型措置を規律し、かつ措置、措置解除、判定およびケース・マネジメントについて定める規則。
14. サービス一般または特定カテゴリーのサービスが提供される場所において、子どもその他の者を対象として医学上およびその他の関連のまたは付随的サービスが提供されることを義務づけ、かつ当該サービスについて定める規則。
15. 第8条(1)項および第9条(1)項の認可を求めて機関が行なう申請について規律し、かつ認可の基準を定める規則。
16. 本章にもとづく支払を求めて認可機関が行なう申請について規律し、支払の手段、時期、方法および条件を定め、かつ支払の停止および却下ならびに支払からの控除について規定する規則。
17. 第8条および第9条の財政援助の額の計算方法を定め、同条を適用するための特定カテゴリーの支払について定め、かつ当該支払の額を決定する規則。
18. 第10条(3)項を適用するため、オンタリオ州の財政援助を受けて入手した認可機関の資産一般ま

たは特定カテゴリーの資産の移転および譲渡について規律し、かつ当該特定カテゴリーの資産を定める規則。

19. 定められた者に対して定められた情報を提供するよう認可機関に求め、かつ当該情報および当該の者を定める規則。

20. 認可機関が保管すべき帳簿および記録、作成されるべき請求書、申告書および報告書ならびに長官に提出されるべき予算書について、および、当該文書の作成または提出の手段、時期および方法について定める規則。

21. 記録を保管するようサービス提供者一般または特定カテゴリーのサービス提供者に求め、かつ当該記録の様式および内容を定める規則。

22. 認可機関または長官が、子どもに責任を有しているもしくは有していた者または当該の者の資産から、当該の子どもへのケアおよび扶養のために当該機関が支払った額を回収することについて規定し、かつそのような回収を行なうことのできる方法を定める規則。

23. 本章および規則にもとづき認可機関に対して行なわれた支払の回収について規定する規則。

24. 第 13 条(2)項の適用上、認可機関一般または特定カテゴリーの認可機関の内規に含まれるべき規定を定める規則。

25. 第 13 条(3)項の適用上、機関一般または特定カテゴリーの機関の理事会に置かれるべきバンドまたは先住民コミュニティの代表の人数、その任命方法および任期を定める規則。

26. 諸様式を定め、かつその使用について規定する規則。

27. サービスに関して請求できる手数料一般または特定カテゴリーの手数料、および当該手数料を請求できる条件を定める規則。

.....

29. 協会の理事会の執行委員会、その構成、定足数、権限および職務について規定する規則。

30. 以下の事項を決定するシステムを定める規則。

i. 第 19 条(2)項(長官による支払)の支払の額。

ii. 協会の支出見積。

.....

32. 協会が運営または監督し、かつ子どもに対して居住型ケアを提供するホームであって、第 9 章(免許)に定義する子どもの居住施設以外のホームの建設、改装、改築、増築、家具の設置および設備について規律する規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 214 (1); 1999, c. 2, s. 32 (1-3).

(2) (同) (1)項 6.1 号、12.1 号、18 号、24 号または 25 号(認可機関の理事会、認可サービスを提供する者の研修、資産の移転、機関の内規に定めるべき規定、バンドまたは先住民コミュニティの代表)にもとづいて定められる規則は、一般的または特定の適用を目的として定めることができる。

(3) (同) (1)項 17 号または 30 号(第 8 条および第 9 条の適用上の財政援助、協会に対する支払の額)にもとづいて定められる規則は、特段の規定があるときは、当該規則が寄託される以前の期間についても効力を有する。1999, c. 2, s. 32 (4).

(4) (同) 長官は、第 15 条(4)項の適用のため、以下の事項について定めなければならない。

(a) サービスの基準。

(b) 協会がしたがるべき手続および実務。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 214 (4).

第 215 条(規則: 第 2 章(サービスへの任意的アクセス)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 2 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a) 「カウンセリング」の用語を定義する規則。

(b) 第 29 条(一時ケア協定)ならびに第 30 条および第 31 条(特別ニーズ協定)の協定に含まれるべき規定を定める規則。

(c) サービス提供者へのまたはサービス提供者による居住型措置が書面による協定にしたがって行なわれるべきことを求め、かつ当該書面の様式および内容を定める規則。

(d) 諮問委員会の実務、手続および追加職務を定める規則。

(e) 「特別ニーズ」および「発達上のハンディキャップ」の用語の追加定義を定める規則。

第 216 条 (規則：第 3 章 (子どもの保護)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 3 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

- (a) 第 40 条(6)項および(11)項ならびに第 44 条に掲げた立入り権限の行使を規律する規則。
- (b) 国の監護のもとに置かれている子どもに関して、ディレクターに対して国のいずれかの権限、職務または義務を委任する規則。
- (c) 国の監護のもとに置かれていた者に提供できるケアおよび扶養、ならびに当該ケアおよび扶養を提供できる条件を定める規則。
- (c. 1) 第 74 条の 1 および第 74 条の 2 の令状の様式、および、諸様式の令状の請求、発行、受領および記録にあたってしたがるべき手続に関する規則。
- (c. 2) 第 74 条の 2 の令状を請求する方法(宣誓のうえで情報を提出する方法以外のものも含む)を定め、当該方法を使用することのできる状況を掲げ、かつ、当該方法を使用するときに満たさなければならぬ追加要件を規定する規則。
- (d) 第 75 条(3)の報告を行なうさいの様式を定める規則。

注：(d)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第 2 章第 33 条(2)項によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 33 (2), 38.

(e) 第 75 条(5)項の登録簿を維持管理する方法に関する規則。

注：(e)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第 2 章第 33 条(2)項によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 33 (2), 38.

(f) 指定された状況において第 75 条(5)項の登録簿から氏名を削除または登録簿を改訂することを求め、かつ当該状況を指定する規則。

注：(f)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第 2 章第 33 条(2)項によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 33 (2), 38.

(g) 第 76 条(4)項(b)号 (登録簿の改訂) の聴聞の実務および手続を定める規則。

注：(g)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第 2 章第 33 条(2)項によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 33 (2), 38.

(h) 諸様式を定め、かつその使用について規定する規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 216; 1993, c. 27, Sched.; 1999, c. 2, s. 33 (1).

第 217 条 (1) (規則：第 4 章 (罪を犯した青少年)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 4 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a) 一時拘禁所、開放収容所および閉鎖収容所ならびに第 89 条(1)項にもとづいて提供されるその他のサービスおよびプログラムの設置、運営、維持、管理および使用を規律する規則。

(b) 連邦法を適用するためまたは第 89 条(1)項にもとづくサービスもしくはプログラムを提供するために設置、運営、維持または指定される場所一般または特定カテゴリーの場所について、当該場所の設置および運営、ならびに当該場所において提供されるべき宿泊設備、その他の設備およびサービスを規律する規則。

(c) 以下の者の追加的職務を定める規則。

(i) プロベーション担当官。

(ii) 州ディレクター。

(d) 執行吏の職務を定める規則。

(e) プロベーション担当官の資格を定める規則。

(f) 一時拘禁所、開放収容所および閉鎖収容所の責任者の追加的職務を定める規則。

(g) 第 92 条にしたがって提出されるべき報告および情報、その様式ならびに提出間隔を定める規則。

(h) 一時拘禁所、開放収容所および閉鎖収容所一般もしくは特定カテゴリーの当該施設にいる青少年、または第 89 条(1)項にもとづいて提供されるサービスまたはプログラムの対象となっている青少年の行動、規律、権利および特権を規律する規則。

(i) 一時拘禁所、開放収容所および閉鎖収容所一般もしくは特定カテゴリーの当該施設、または第 89 条(1)項にもとづくサービスもしくはプログラムが提供される場所に青少年を送致し、および当該施設または場所から青少年を措置解除する手続を定める規則。

(j)一時拘禁所、開放収容所および閉鎖収容所の設置、運営または維持に対する州の援助の支払カテゴリー、支払額を決定する手段、当該支払の方法および時期、当該支払の条件、ならびに当該支払を停止もしくは却下し、または当該支払から控除できる状況について定める規則。

(k)委員会の委員の人数、その任期および定足数である委員の人数を定める規則。

(l)委員会の追加的権限、職務および手続を定める規則。

(m)第98条(5)項の立入り権限の行使を規律する規則。

(n)第4章の趣旨および目的を効果的に遂行するために必要または望ましいと見なされるいずれかの事項に関する規則。

(2) (同) (1)項(j)号(州の援助の支払カテゴリー)にもとづいて定められる規則は、特段の規定があるときは、当該規則が寄託される以前の期間についても効力を有する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 217.

第218条(規則:第5章(子どもの権利))州議会に諮って行動する副総督は、第5章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a)第109条にもとづき設置される内部の苦情申立て手続を規律する規則。

(b)第110条の再審査手続を設置する規則。

(c)子ども家庭サービス・アドボカシー事務所の追加的職務を定める規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 218.

第219条(規則:第6章(非常措置))州議会に諮って行動する副総督は、第6章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a)閉鎖処遇プログラムへの送致または当該プログラムからの措置解除の手続を定める規則。

(b)閉鎖処遇プログラムの基準を定める規則。

(c)閉鎖隔離室の基準を定める規則。

(d)子どもが閉鎖隔離室に措置され、またはそこから退室させられたときにしたがうべき手続を定める規則。

(e)第127条(6)項にもとづく審査の頻度を定める規則。

(f)第128条にもとづき審査されるべき事項を定め、かつ同条の追加報告について定める規則。

(g)いずれかの処置を侵害度の高い処置として定める規則。

(h)第129条(5)項にもとづき審査委員会が行なうべき報告の間隔を定める規則。

(i)いずれかの薬、その組合わせまたは特定カテゴリーの薬を向精神薬として定める規則。

(j)諸様式を定め、かつその使用について規定する規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 219.

第220条 (1) (規則:第7章(養子縁組))州議会に諮って行動する副総督は、第7章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a)第137条(12)項の執行宣誓供述書の様式を定める規則。

(b)第141条(6)項にもとづき措置を登録する方法を定める規則。

(c)第142条(4)項(カナダ国外への措置)の特別な状況を定める規則。

(d)諸様式を定め、かつその使用について規定する規則。

(e)第163条から第174条を適用するため、「特定可能な情報」および「特定不可能な情報」の用語の追加定義を定める規則。

(f)第166条(4)項(特定不可能な情報を申請できる者)5号の特定カテゴリーの者を定める規則。

(g)第169条(登録官による検索)(2)項の特定カテゴリーの者を定める規則。

(h)第172条にもとづく委員会の追加的権限、職務および手続を定める規則。

(i)第174条の手数料および額を定める規則。

(j)第175条(d)号にもとづき請求できる経費、そのような経費のカテゴリー、および当該経費または特定カテゴリーの経費を請求できる条件を定める規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 220 (1); 1993, c. 27, Sched.

(2) (1)項(i)号にもとづき定める規則においては、登録官、協会および免許機関によって異なる手数料および額を定めることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 220 (2).

第 221 条 (規則：第 8 章 (記録の秘密保持および記録へのアクセス)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 8 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

- (a) 第 182 条 (2) 項 (調査のための開示) にもとづきディレクターの承認を得る方法を定める規則。
- (b) 第 188 条 (3) 項にもとづく委員会の審査手続を定める規則。
- (c) 第 191 条 (2) 項 (サービス提供者の手続規則) の規定を定める規則。
- (d) 第 191 条 (3) 項の維持、保管および破棄のスケジュールを定める規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 221.

第 222 条 (規則：第 9 章 (免許)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 9 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

- (a) 子どもの居住施設、および免許の権限にもとづき居住型ケアを提供するその他の場所の設置、管理、運営および使用を規律する規則。
- (b) 第 192 条および第 193 条 (1) 項 (b) 号における「子どもの居住施設」の定義の適用上、「親の異なる」の用語を定義する規則。
- (c) 免許の発行、更新および執行を規律し、かつ免許またはその更新を申請する者が支払うべき手数料を定める規則。
- (d) 第 194 条 (1) 項の立入り権限の行使を規律する規則。
- (e) 以下の場所一般または特定カテゴリーの当該場所の設置、ならびにそこで提供される宿泊設備、施設、その他の設備およびサービスを規律する規則。
  - (i) 子どもの居住施設。
  - (ii) 免許の権限にもとづき居住型ケアを提供するその他の場所。
- (f) 以下のいずれかの場所もしくは者一般または特定カテゴリーの当該場所もしくは者に対し、定められた期間、本章および規則の適用を免除し、かつ当該期間を定める規則。
  - (i) 子どもの居住型施設。
  - (ii) 免許の権限にもとづき居住型ケアを提供するその他の場所。
  - (iii) 養子縁組のために子どもを措置する者。
- (g) 免許機関が保管すべき帳簿および記録を定める規則。
- (h) 以下のいずれかの場所一般または特定カテゴリーの当該場所の子どもを監督する者の資格、権限および職務を定める規則。
  - (i) 子どもの居住型施設。
  - (ii) 免許の権限にもとづき居住型ケアを提供するその他の場所。
- (i) 以下のいずれかの場所一般または特定カテゴリーの当該場所への子どもの送致および当該場所からの子どもの措置解除のための手続を規律する規則。
  - (i) 子どもの居住型施設。
  - (ii) 免許の権限にもとづき居住型ケアを提供するその他の場所。
- (j) 子どもの居住型施設の運営者、または免許の権限にもとづいて居住型ケアを提供しもしくは養子縁組のために子どもを措置する者に対し、定められた情報の提供ならびに定められた申告書および報告書の提出を求め、かつ、当該情報、申告書および報告書を定める規則。
- (k) 委員会の委員の人数、その任期および定足数である委員の人数を定める規則。
- (l) 委員会の追加的権限、職務および手続を定める規則。
- (m) 養子縁組のための子どもの措置を規律する規則。
- (n) 免許機関が行なう養子縁組のための子どもの措置を規律する規則および基準を定める規則。
- (o) 養子縁組のために子どもを措置する免許を発行された者の記録の閲覧について規定する規則。
- (p) 養子縁組のために子どもを措置する免許を発行された者が雇用する者一般または特定カテゴリーの者の資格を規律する規則。
- (q) 養子縁組のために子どもを措置する免許を発行された者に対し、抵当を用意し、または定められた様式および条件ならびに定められた代用証券を備えた信用状を提出するよう求め、その様式、条件および代用証券を定め、かつ、抵当および信用状の没収ならびに収入の処分について規定する規則。
- (r) 諸様式を定め、かつその使用について規定する規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 222.

第 223 条 (規則：第 10 章 (インディアンおよび先住民の子ども家庭サービス)) 州議会に諮って行動する副総督は、第 10 章の適用のため、以下の規則を定めることができる。

(a) インディアンまたは先住民の子ども家庭サービス機関、バンドもしくは先住民コミュニティまたは定められた者もしくは特定カテゴリーの者 (慣習的ケアのもとで子どもをケアしている者を含む) に対し、本章または規則のいずれかの規定の適用を免除する規則。

(b) 第 213 条 (h) 号の適用のため、協会または機関とバンドまたは先住民コミュニティ間の協議を要する事項を定める規則。

## 第 12 章 雑則

第 224 条 (1) (本法の見直し) 長官は、本法またはその規定のうち長官が指定したものの見直しを定期的に行なう。

(2) (見直しの開始) 長官は、本条にもとづく見直しを開始する時期および当該見直しに含まれる本法の規定を公衆に知らせる。

(3) (報告書) 長官は、当該見直しに関わる報告書を作成し、かつ当該報告書を公衆が利用できるようにする。

(4) (見直しの時期) 本条が施行された日から 5 年以内に最初の見直しが終了し、かつ報告書を公衆が利用できるようにされなければならない。

(5) (同) その後の各見直しは、前回の見直しに関する報告書を公衆が利用できるようにされてから 5 年以内に終了し、かつ報告書を公衆が利用できるようにされなければならない。1999, c. 2, s. 34.



### Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

#### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
桐野由美子	米国児童保護システムにおける少年・家庭裁判所改革と裁判所任命特別アドボケート(CASA)プログラム	松原康雄・山本保	児童虐待——その援助と法制度	エディケーション	日本	2000	213-227
同	家族と子どもに優しい児童保護パラダイム：区別対応アプローチによる家族支援	京都ノートルダム女子大学	家族のかたち	金子出版	日本	2002	187-220
同	日本の児童保護システムの展望：パーマネンシープランニングと子どもの権利条約の視点から		21世紀・児童福祉が変わる：子どもの権利と社会的子育て	信山社	日本	2002年8月刊行予定	

#### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻名	ページ	出版年
桐野由美子	ペアレンティングクラスからみた親の子育て教育：児童虐待防止の観点から	ノートルダム教育	1号	136-155	2002年

**厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)**  
**(総合)研究報告書**

**児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究**

**主任研究者 鈴木 博人 茨城大学人文学部社会科学科助教授**  
**(現中央大学法学部教授)**

**研究要旨**

近年日本でも大きな問題として対応が迫られている児童虐待をめぐる法制度についてアメリカ合衆国、ドイツ、カナダ、オーストラリア、スウェーデンの現在の法制度とその運用を調査し、わが国の法制度との比較、今後の法改正の基礎資料の提供を目的に行った研究である。また、関連して、法制度研究に加えてソーシャルワークと母子保健の視点からの調査分析も行った。さらに、平成12年度には、外国人研究者招聘事業を活用して、アメリカ合衆国弁護士協会子どもと法センター児童福祉局長マーク・ハーディン氏を招聘し共同研究を行った。その成果は、ハーディン氏自身による研究報告論文として報告書に収められている。研究期間は平成12年度と13年度の2年間である。

本研究で明らかになったのは、児童虐待対応に関して先行する諸国においてさまざまな試行錯誤が繰り返されているということである。国家の積極介入による子どもの保護の一方で、家庭への過剰介入という批判を生むこともある。逆に家庭重視、親子不分離重視のゆえに子どもの保護に欠けるという結果になることもある。このような現状を明らかにするとともに、ソーシャルワークの前提として存在し、認識されねばならない法制度をいくつかの国々について明らかにした。この結果は、児童虐待防止法の改正作業等の資料としても活用されるものである。

**分担研究者の氏名・所属機関及び職名**

桐野 由美子	京都ノートルダム女子大学人間文化学部助教授 (現教授)
松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生教室教授 (平成12年度について)

**A. 研究目的**

親等の養育者による子どもの権利侵害が発生したときに、国家社会はどう介入するのかは、十分明らかになっているとはいえない。介入の仕方についても同様である。これらの点は、近年重大視されている児童

虐待問題についても当てはまる。

こうした問題点を踏まえて行った本研究の最大の目的は、諸外国の児童保護システムと児童福祉法制の比較検討にある。これは、今後の日本の法制度・法律改正の基礎資料を提供することにもなる。

第2の目的は、法制度の枠組みの中で具体的な運用がどのように行われているかをソーシャルワークの視点から検証することである。第3の目的は、虐待対応を含む子育て全般に及ぶ母子保健システムの研究である。

## B. 研究方法

法制度研究は、それぞれの国の法律専門文献による文献研究とアメリカ、ドイツについては訪問しての聞き取り調査（ドイツへの出張旅費は私費による）ならびに収集した資料の分析が加わる。カナダ・オーストラリアについては、それぞれの国を訪問して収集した資料の分析が加わる（両国とも調査旅費は私費）。

フランスの母子保健制度調査については現地調査と文献研究によった。

### （倫理面への配慮）

本研究における、法制度、ソーシャルワーク、母子保健に関する文献研究は、研究論文ならびに各国政府の公的資料によるものであり、また訪問しての現地調査も、通常の社会調査法による聞き取り調査であるため特に倫理上の問題を引き起こすことはない。

## C. 研究結果

本研究の支柱をなす法制度の比較研究から明らかになった次の点である。すなわち、アメリカや日本のように児童虐待に対して単行法で対処している国と、民法や児童福祉法のような一般法規で対処している国がある。そして、いずれの法制度をとろうとも、保護された子どもが里親家庭を漂流することを回避し、親子分離や再統合のために、パーマネンシープランニングを法制度構築の基礎に据えている。以下に、若干詳しく比較検討の結果を示しておく。

イ) 虐待防止法制としては、日本やアメリカ

のように単行法によるのではなく、民法・児童福祉法による対応を構築することも可能であり、その場合、虐待対応に限らない法制度全体の整合性が確保されやすい。ロ) 家庭の維持が優先的に考えられており、そのために何がなされねばならないかが法的に規定されている。

ハ) 虐待の定義や専門職の通報義務付けは、行われていない国も存在する。

ニ) 虐待家庭への支援の際には、援助計画策定等にあたって親の参加が保障されている。

ホ) 福祉機関による支援手続は、節目ごとに裁判所によってチェックされる。これは適正手続の保障という原則にしたがうものである。

ヘ) 親子分離中の親ならびに福祉機関の法的権限が明確になっている。

ソーシャルワークの視点から、法制度がどのように運用されているかについては、アメリカ合衆国のASFA (Adoption and Safe Families Act) が掲げる「家庭維持」と「家族再統合」のための「正当な努力」の現れであるペアレンティングクラスの具体的な内容を調査報告した。

母子保健の視点からの日仏比較研究で明らかになったのは次の点である。すなわち、フランスの母子保健福祉制度では、地域レベルで保健と福祉との連携体制が充実している。具体的には県議会厚生部および市町村社会活動センターで、組織と場所が共有され、双方のサービスが総合的に提供される体制が整えられている。スタッフも母子保健専門の医師・保健婦がおり、ソーシャルワーカーも専門性が確保されているので、異なる部門間の連携が容易になっている。

## D. 考察

児童虐待法制に関する各国比較を行った

結果、国により法的対応の仕方に違いがあるということが明らかになった。日本の児童虐待防止法は、アメリカの制度を参考にしたように思われるが、そのアメリカでも専門職に通報義務が課されているのは全米で28州にすぎない。このような点を見ると、虐待対応法制では通報制度もさることながら、むしろ、虐待対応をも含む児童保護システムに携わる福祉機関スタッフの専門性を確保し、その人数を欧米諸国なみに増やすことのほうが差し迫った課題であるといえる。

また、危機介入後の児童保護システムは、各国とも同じ方向性をもっていた。パーマネンシープランニングの重視と子どもに対する永続的な家庭環境の保障がそれである。援助計画を策定して親子分離を極力回避しつつも家庭復帰が無理と判断されたときには、養子縁組の可能性が追求されるのである。また、各国とも養育家庭（里親）制度が日本よりも充実していて、子どもの処遇決定をするにあたってはこの制度の存在が前提にされているため、外国法制の比較研究を行っても、里親制度の低調な日本では、欧米諸国の制度を単純に参考にしして導入するという事は難しいと考えられる。

さらに、日本と比較対照とした国々が決定的に異なるのは、一連の児童保護手続のなかで、司法判断が何度も下されるということである。節目ごとの裁判所の判断、行政庁が行った措置の裁判所によるチェックは、親の権利制限に関連して必要になるものである。

## E. 研究発表

### 1. 論文発表

桐野由美子:「米国児童保護システムにおける少年・家庭裁判所改革と裁判所任命特別アドボケート(CASA)プログラム」, 松原康雄・山本保 『児童虐待——その援助と法

制度——』、エディケーション、日本、2000年、213-227頁。

同:「家族と子どもに優しい児童保護パラダイム: 区別対応アプローチによる家族支援」、『家族のかたち』京都ノートルダム女子大学編、金子出版、日本、2002年、187-220頁。

同:「ペアレンティングクラスからみた親の子育て教育: 児童虐待防止の観点から」、『ノートルダム教育』第1号、学校法人ノートルダム女学院、日本、2002年、136-155頁。

同:「日本の児童保護システムの展望: パーマネンシープランニングと子どもの権利条約の視点から」、『21世紀・児童福祉が変わる: 子どもの権利と社会的子育て』、信山社、日本、2002年8月刊行予定。